



# あなたの思いやりを

(社)被害者支援センターやまなしだより

## 公益社団法人移行に向け臨時理事会を開催

第8号

平成21年12月

平成21年11月27日(金) ぴゅあ総合



当センターは、11月27日、ぴゅあ総合において臨時理事会を開き、平成20年12月に施行された「新しい公益法人制度」に基づく制度改革の中で、当センターが目指している「公益社団法人」への移行申請手続きに必要な「新しい定款」と「定款変更に伴う附属諸規定の変更」について協議されました。

当日は理事の皆さんに加え、新定款の案を作成していただいた司法書士・行政書士の小谷行雄氏、県警本部の犯罪被害者支援室と企画室のそれぞれの担当官に出席していただきました。

定款の変更は「公益社団法人」への移行に必要なかつ重要な要件であるた

め、定款及び規定等19件の変更について慎重な審議が続けられ、全ての変更について理事の承認が得られました。





## 被害者支援活動への理解呼びかけキャンペーン

10月7日(水):JR甲府駅前

当センターでは、10月7日、全国的に展開している「犯罪被害者支援の日」街頭キャンペーン活動をJR甲府駅南口広場で実施しました。犯罪被害者支援活動への理解や参加を呼びかけるキャンペーンで、県警犯罪被害者支援室や山梨県県民生活・男女参画課、甲府警察署、当センター職員ら約20人が、通勤、通学客にパンフレットなどを手渡しました。

また、11月14日、15日に甲府市・小瀬スポーツ公園で開かれた「県民の日記念行事」では、山梨県警の協力を得て、被害者支援活動の広報・啓発活動を実施

しました。陸上競技場前の「ふれあいけいさつコーナー」で、当センターのボランティア支援員ら約20人がそろいの赤いウインドブレーカーに身を包み、来場者にチラシなどを手渡し、PRしました。

11月23日、東京エレクトロン韮崎文化ホールで開かれた山梨県警本部主催の「山梨県警察音楽隊第3回ふれあいコンサート」でも、エントランスにて資料を配付、観客に被害者支援活動の重要性を訴えました。

## 県民の日イベントや県警音楽隊コンサートでPR



小瀬スポーツ公園の県民の日記念行事にて



東京エレクトロン韮崎文化ホールでPR

# 犯罪被害者支援講演会を開催しました

11月26日(木) 「かいてらす」大ホール

講師:杉浦 純子 氏 (被害者支援都民センター会員)

当センターは、犯罪被害者支援講演会を11月26日、甲府市東光寺の「かいてらす」で開き、被害者支援都民センター会員の杉浦純子さんを講師に招き「被害者になって知ったこと、感じたこと」と題して講演していただきました。

杉浦さんは1999年、保健師の業務中、訪問先で治療中断中の精神障害者にナイフで斬りつけられ、重傷を負い、その後、PTSD (心的外傷後ストレス障害)

の診断を受けました。

講演の中で杉浦さんは、被害にあったときの状況などとともに感情・感覚の麻痺、心因的健忘、時間の流れが止まったような感覚など被害後の心的外傷が及ぼす影響を説明しました。特にPTSDについて「(加害者の年齢に近い)男性とすれ違うたびに緊張し、明日は生きていられないという追い詰められた思いから未来など考えることができなかった。自分への信頼・自信が持てなくなった。」と語っていただきました。傷つきやすくなっている被害者は、周囲からの二次被害にも苦しめられるなど「実際に被害に遭って初めて分かった、想像を超えた苦しみ」の体験談が続き、会場に集まったおよそ120人の参加者は熱心に耳を傾けていました。

「職場や家族にさえも十分な理解を得られなかったが、リエゾンナース(精神看護専門の看護師)と被害者支援都民センターに支えられた。」という杉浦さんは「被害者に必要なのは周囲の人々の真剣さと暖かさ、特に暮らしの中心となる地域社会の支援が必要」と訴え「被害者の願いは、自分たちの被害や命が無駄にされることなく、それを教訓として社会が変わっていくこと」と講演を締めくくりました。



## 被害者支援員に対する研修会(育成講座)を開催

8月28日、ぴゅあ総合2階小研修室において、ボランティア支援員のさらなる知識・技能の向上と支援活動の効果的な取り組みを促すため、研修会(育成講座)を開催しました。

研修では、日本司法支援センター(法テラス)山梨地方事務所副所長の田邊護弁護士(柳町法律事務所)を講師に「法テラスの犯罪被害者支援業務について」と題した講座、ボランティア支援員(第1期生)による研修報告「先進・大規模センターで学んだこと」を聴講しました。



田邊弁護士の講座のようす

## 県内200台の自販機に広報ポスター&寄付金付き自販機設置

当センター法人会員の株式会社フローレン(本社・甲斐市西八幡)様のご協力をいただき、県内の200台の飲料水自動販売機に、センターの県民への周知と相談の案内を広報するポスターを掲示しました。

また、甲州市の日下部警察署塩山分庁舎には、犯罪被害者支援寄付金付き自動販売機が設置されま

した。缶ジュースなどの売上金の一部が当センターへ寄付されるもので、自販機にはその趣旨を示すステッカーが貼られています。

センターではこのような自販機をさらに増やしていくことを検討しています。



# 山口副理事が講演

8月7日 富士吉田警察署

センターの山口勝弘副理事(山梨県臨床心理士会会長)が富士吉田署に招かれ、「署員育成セミナー」の中で犯罪被害者への理解と支援について講演しました。概要を掲載します。

皆さんが警察の仕事の様々な場面で出会う人々は、多くの場合何らかの形で被害者意識を抱えています。被害者支援の気運が高まる今日、犯罪被害者と日々接する皆さんにとっては、どの様に被害者支援を行うかは重要な問題になります。

## ■「被害者支援センターやまなし」について

当県の犯罪被害者支援体制の確立は、全国に比べ立ち後れており、平成10年に被害者支援のあり方を考える協議会が発足し、最終的には民間による支援が望ましいとのことから幾重にもわたる協議を経て、平成19年4月に「被害者支援センターやまなし」が開設されたところです。

支援センターの役割は、性的犯罪、DV、ストーカーやその他の犯罪の被害者が、自力で立ち直れることを精神面で支援することで、被害者に金銭面等の現実的支援をするところではありません。当センターへの相談件数は年々増加しており、多岐に渡る相談内容への対応には専門的知識も要求されることから、必要に応じて相談者には専門家の紹介も行っています。また、専門家を紹介するにしても、痒いところに手が届く対応をするため、単に行き先を形式的に案内するのみでなく、センター職員が同伴して経費の交渉等をするほか、弁護士費用等の工面については「法テラス」と連携するなど形式的対応に終わることなく、実質性を確保した、きめ細やかな支援を実施しているところです。

## ■被害者の感情理解

適切な被害者支援を行う上では、被害の種類に関わらずに、被害者に共通してわき起こる2つの感情を理解する必要があります。

一つは、イライラ感(攻撃感情)。イライラ感は表

情に表れ、他人を不愉快な思いにし、負の連鎖を生じさせます。イライラ感の方向性(発散方法)は、「人や物にあたる」場合と「自分の内側に向けて発揮する」場合があり、自分に向けられる場合は自傷行為(リストカット・自殺等)として表現されます。

もう一つは、不安感情(更に進むと恐怖感情)。被害直後の現象として、感覚麻痺が起こり、被害を受けたにもかかわらず、冷静な顔で冷静な対応をすることがあります。危機的状況下では、感情や思考機能が一時的に低下し、極度のショック状況に陥ると、視覚的



にはモノクロで、聴力も麻痺することがあります。

被害者はイライラ感と不安感情を持つパニック状態に置かれており、そのような場合は「あわてる」表情を見せることなく、一見何事もなかったよ

うに振る舞うことがあります。人間に共通する現象であることを理解した現場対応が求められます。

## ■被害者支援上の留意点

① 警察官は、被害者から見ると依存対象です。被害者から頼りにされる存在であると同時に、期待に応えていないと攻撃の対象になることを自覚しておくことが大切です。

② 被害者本人の主観的事実の理解が必要です。客観事実の確認と併せて本人の目にそのことがどう映っているのかという本人の主観的環境の把握が重要です。

総括的に言えば、自分を犠牲にして被害者の支援をしないこと。自分の精神保健を守らなければ、質の良い仕事はできません。自己犠牲の上に成り立つ被害者支援ほど、質の悪いものはありません。自分のコンディションを整えた上で支援をすることを念頭におき、自分の地でもって支援にあたれば、良い支援ができます。まずは、自分の精神保健を守ることを大事にして支援にあたって下さい。

## 遊技業協同組合へ感謝状を贈呈

山梨県遊技業協同組合は、被害者支援活動の重要性に深い理解を寄せられ、当センターに公益事業推進のための浄財を寄付されました。11月27日、ぴゅあ総合で開かれた臨時理事会に先立ち、当センター竹井理事長より大森武正理事長、扇谷博之(株)光新屋甲府営業所所長へ感謝状を贈りました。



## ご案内

「(社)被害者支援センターやまなし」の活動は、センターの事業目的にご賛同いただいた皆様からの会費や寄付金によって運営されております。

趣旨にご賛同いただける方のご入会やご寄付をお待ちしております。(1口以上何口でも結構です)

### 賛助会員

個人会員	1口	2,000円(年間)
法人会員・団体会員	1口	10,000円(年間)

### 寄付

個人寄付	1口	1,000円
法人・団体寄付	1口	10,000円

### お振込先

#### ●銀行振り込みの場合

山梨中央銀行 県庁支店 普通預金 口座番号662535  
受取人  
(フリガナ) シャヒガイシャシエンセンターヤマナシ  
(社)被害者支援センターやまなし

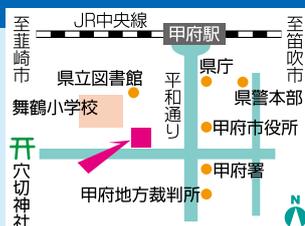
#### ●郵便振替の場合

00270-3-114370  
(社)被害者支援センターやまなし

### お問い合わせ先

## (社)被害者支援センターやまなし

〒400-0031 甲府市丸の内2-32-11 県医師会館3F  
TEL・FAX055(228)8639  
URL <http://www6.ocn.ne.jp/~shienyam/>  
MOBILE <http://www6.ocn.ne.jp/~shienyam/m/>  
Email [sien-yamanashi@comet.ocn.ne.jp](mailto:sien-yamanashi@comet.ocn.ne.jp)



この広報紙は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

あなたの思いやりが被害者を支えています。  
ご協力感謝申し上げます。

### 賛助会員入会者

#### 法人会員

- (株)フローレン
- 甲府交通安全協会
- 甲府安全運転管理者協議会
- 国際交流甲府地区連絡協議会
- 甲府警察署管内建設業防犯連絡協議会
- 甲府警察署管内金融防犯連絡協議会

#### 個人会員

- 川崎 昭志
- 藤巻 英治
- 大柴 喜一郎

### 寄付者

- (社)山梨県不動産鑑定士協会
- (株)フローレン
- 山梨県遊技業協同組合
- 笛吹警察署
- 田辺 郁雄
- 深沢 弘昭
- 小田切 聡
- 大柴 喜一郎
- 古屋 一栄

(敬称略・順不同)  
(平成21年7月1日～  
平成21年11月30日)

## 募金箱設置にご協力を

あたたかいご支援・ご協力をお願いいたします



センターでは、全国被害者支援ネットワークが作成した「犯罪被害者支援募金箱」(写真)を県内16カ所に設置しました。さらにこの募金箱の設置にご協力いただける企業、商店、施設などを募集しています。くわしくは事務局

までお問い合わせ下さい。みなさまの善意とご協力をお願いいたします。



犯罪・交通事故等の被害で  
悩んでいませんか?  
私たちにお電話ください

電話相談

相談無料

フジは ハローニコニコ  
☎055(228)8622

受付:10:00~16:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

※秘密は厳守されます。相談の内容は一切外に漏れることはありません。  
※お名前、話したくないことを無理にお聞きすることはありません。